

# 熊本県公報

## 目次

告示	指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	—
	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害保健福祉課)	—
	身体障害者福祉法による医療機関の指定	" "	—
公告	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	—
	道路位置の指定	" "	—
	" "	" "	—
	土地改良区役員の就任	(農村計画課)	—
	県営土地改良事業計画変更	" "	—
	土地改良区役員の退任及び就任	" "	—

## 告示

熊本県告示第八百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】	事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
	すずらん	特定非営利活動法人 熊本すずらん会	平成十三年十月十二日
	熊本市池上町二千百十四番地		

熊本県告示第八百五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷義子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	福永 幸一	平成十三年十月十六日	医療法人蘇春堂球磨病院 人吉市上青井町一七六
内科	朗		天草厚生病院 本渡市諏訪町一一二
内科	古池 一吉	平成十三年十月十六日	医療法人社団永寿会天草第一病院 本渡市今釜新町三四一三二六
内科	後庵 究	平成十三年十月十六日	医療法人社団愛天会第二やまうち医院
内科	山内 穰滋	平成十三年十月十六日	天草郡松島町阿村五〇七二一一
耳鼻咽喉科	桂 文裕	平成十三年十月十六日	医療法人永田会東熊本病院
呼吸器科	宮島 真史	平成十三年十月十六日	上益城郡益城町惣領一五三二
外科	島田 信也	平成十三年十月十六日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾二六〇〇
内科	宮川 和久	平成十三年十月十六日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町二二二六
整形外科	瀨形 建喜	平成十三年十月十六日	玉名第一クリニック 玉名市築地七九一一
内科	白川 妙子	平成十三年十月十六日	国立療養所再春荘病院 国立療養所再春荘病院 菊池郡西合志町須屋二六五九

整形外科	菊地 健	平成十三年十月十六日	牛深市民病院
整形外科	隈元 一仁	平成十三年八月一日	牛深市牛深町又一二二八一 菊池中央病院 菊池市隈府四九四

熊本県告示第八百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項に規定する医療機関を次のとおり指定した。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷 義子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ほつと薬局	本渡市東町一〇七二一	調剤	平成十三年十月十六日

公 告

熊本県公告第七百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字野々島字冲野五六二〇番七及び同五六四五番四  
九百六十六・二五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字野々島五六四九番地  
緒方 博俊

熊本県公告第七百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 築造者の住所 本渡市太田町八番地七
- 二 築造者の氏名 野上産業株式会社
- 三 道路の位置 本渡市本渡町大字本渡字下風愁山三五八番一八、同三五七一番一五及び里道の一部
- 四 道路の幅員 六・〇メートルから六・〇五メートルまで
- 五 道路の延長 五十・一二メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月二十日
- 七 指定番号 天草企調第三号

熊本県公告第七百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 築造者の住所 阿蘇郡西原村大字小森二九一七番一
- 二 築造者の氏名 有限会社ライフプランニング
- 三 道路の位置 菊池郡大津町大字室字新田二四七番四
- 四 道路の幅員 四・五メートルから六・〇メートルまで
- 五 道路の延長 五十六・七五メートル
- 六 指定年月日 平成十三年九月二十八日
- 七 指定番号 菊池景建第二百五号

熊本県公告第七百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 熊本市健軍一丁目二七番一号
- 二 建造者の氏名 株式会社愛住宅
- 三 道路の位置 下益城郡城南町大字碓字新道一九九番一五
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 七十六・一〇メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十月五日
- 七 指定番号 宇城景建第十九号

熊本県公告第七百二十四号

玉名郡横島町横島干拓土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。  
平成十三年十月二十四日

就任  
熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	高 田 健 治	玉名市大浜町三三三〇番地

熊本県公告第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成二年八月二十七日付けで確定した県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 事業計画変更の概要  
県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書
- 二 公告場所  
東陽村役場

熊本県公告第七百二十六号

山鹿市山鹿市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。  
平成十三年十月二十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

就任	退任
役職名	役職名
氏 名	氏 名
住 所	住 所
理事 河村 修 山鹿市大字中七二〇番地四	理事 河村 修 山鹿市大字麻生野九七三番地
竹熊 清隆 山鹿市大字下吉田八三一番地	斉藤 一市 山鹿市大字志々岐二三一五番地
福山 孝 山鹿市大字方保田九二九番地	中原 一憲 山鹿市大字下吉田八三一番地
森 天祐 山鹿市大字宗方二〇四番地	竹熊 清隆 山鹿市大字小坂三一八七番地
	中島 健夫 山鹿市大字津留一七七三番地
	中嶋 九州男 山鹿市大字寺島二九五一番地
	中原 正剛 山鹿市大字平山一一八三番地
	末松 朝明 山鹿市大字城八〇二番地
	田中英輔 山鹿市大字石一一四一番地
	平川 義嗣 山鹿市大字杉三五四番地
	池田 重幸 山鹿市大字保多田八一〇番地
	坂本 荒生 山鹿市大字蒲生一六九三番地
	河村 一 山鹿市大字久原五五一一八番地一
	坂田 大四郎 山鹿市大字久原八一〇番地
	木庭 敬男 山鹿市大字藤井一七七番地
	永田 義信 山鹿市大字方保田九二九番地
	福山 孝 山鹿市大字古閑二七八番地
	井上 利光 山鹿市大字小原一六六九番地七
	財津 勘 山鹿市大字南島一四六一番地
	角田 安行 山鹿市大字宗方二〇四番地
	森 天祐 鹿本郡鹿央町大字持松一三八一番地
	鬼塚 隆夫 鹿本郡鹿央町大字岩原一一九〇番地二
	黒田 保範 山鹿市大字鍋田八七五番地
	山口 昭六 山鹿市大字久原一六〇六番地
	竹下 憲二 鹿本郡鹿央町大字千田四〇〇二番地
	江藤 俊郎
理事 河村 修 山鹿市大字中七二〇番地四	
竹熊 清隆 山鹿市大字下吉田八三一番地	
福山 孝 山鹿市大字方保田九二九番地	
森 天祐 山鹿市大字宗方二〇四番地	

発行所  
熊本  
印刷  
平成十三年十月二十四日

監事	理事
江長平 米坂坂 江竹坂 藤浦川 加本本 崎丸田 俊義義 田建周 正一也 郎孝嗣 進一 生一 郎	山鹿市大字久原五五二八番地一 山鹿市大字津留三五〇四番地 山鹿市大字城一四〇一番地 山鹿市大字保多田八一〇番地 山鹿市大字長坂五七九番地 山鹿市大字岩原四六三七番地 山鹿市大字石一一四一番地 山鹿市大字坂田一七三五番地 鹿本郡鹿央町大字千田四〇〇二番地

印刷所

熊本  
印刷  
株式会社  
電話代  
〇九六  
一八六  
一三三  
二番社八



古紙配合率100%